

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
 http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

自分の力を信頼することは、それまでの自分の努力の結果を信じることです。そして不安を押し退けるためには意志と使命感が必要です。ヤンキースの松井秀喜の原点は自分が甲子園で5連続敬遠されるだけの打者であったかを証明することにあり、そのため大リーグを目指したと分析する人もいます。自分の幸福や成功は才能や偶然の力ではなく目標に向かって積み重ねる努力でしか得ることはできません。

最近、心の琴線に触れた言葉は「圧倒的な努力」と「神懸かり的な情熱」です。

## 私の書棚より

○被害者意識は、およそ企業の成長の源泉である自助・努力の精神に反する意識であり、その意識を持つことで、企業の成長の阻害要因をわざわざつくっているようなものである。

○一時的敗北で悲観的なことをいうのは本来の経営者とはいひ難い。最終的勝利を得るまで戦うことこそ、眞の経営者に求められる資質ではないだろうか。

「豊潤なる企業」  
鳥飼重和著 清文社

## 税務アンテナ

□贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の価額が110万円以下であれば非課税となる「暦年課税」方式と相続財産には加算されますが2,500万円以下(住宅取得等資金は3,500万円以下)であれば非課税となる「相続時精算課税」方式があります。

さらに平成21年度の税制改正により、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、20歳以上である者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には500万円以下であれば非課税となる制度も加わりました。この特例は2年間で500万円までが非課税となり、暦年課税の110万円と相続時精算課税の2,500万円(住宅取得等資金は3,500万円)の非課税分と合わせて適用できます。

□雇用調整助成金等の助成金や給付金は、支給決定のあった日の属する事業年度の益金の額に算入します。また、給付の原因となつた事実があった日の属する事業年度に交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入しなければなりません。ただし、固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等は、原則として当該補助金等の入金した日の属する事業年度の益金の額に算入します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 12月の税務

## スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 22年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 22年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	--------------------------------------

今月の贈る言葉『道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である』  
by 二宮尊徳